

平成 25 年 12 月 19 日

記者発表資料

神奈川県労働委員会(会長 盛誠吾)は、申立人日本医療労働組合連合会(上部組合)と申立人全国労災病院労働組合(組合)が、【1】被申立人独立行政法人労働者健康福祉機構(法人)が、平成 24 年6月期期末・勤勉手当にかかる団体交渉において、誠実に団体交渉を行わなかった上に、これを一方的に支払ったことと、【2】被申立人国(厚生労働省)が、組合からの平成 24 年6月期期末・勤勉手当にかかる団体交渉の申入れに対し、使用者に当たらないとして応じなかったことは、不当労働行為であるとして、法人に対して誠実な団体交渉の実施を、厚生労働省に対して団体交渉に誠意を持って応じることを求める労働者健康福祉機構等事件(神労委平成 24 年(不)第 21 号 平成 24 年7月 12 日申立て)について、平成 25 年 12 月 19 日、以下の命令を発しました。

## 1. 命令主文の要旨

1. 法人は、組合との期末・勤勉手当に関する団体交渉において、十分な交渉期限を設けるとともに、必要な資料を提示し、説明を行うなど、誠意を持って対応しなければならない。
2. 法人は、本命令受領後、法人の行為が不当労働行為であると認定された旨を記載した文書を組合らに手交しなければならない。
3. その余の申立てを棄却する。

## 2. 判断の要旨

1. 法人は組合に対して、平成 24 年6月期期末・勤勉手当に関する団体交渉において、支給率削減の理由についての十分な説明を行っておらず、誠実に団体交渉を行ったとはいえない。
2. 法人が、組合と十分な交渉を行わないまま、平成 24 年6月期期末・勤勉手当の支給率を決定し、支給したことは、組合の運営に対する支配介入である。

3. 厚生労働省は、組合からの団体交渉申入れに対する応諾義務を負う使用者ではないことから、団体交渉の申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たらない。
4. 厚生労働省が、組合と法人との間の労使交渉に介入した事実は認められず、組合と法人との労使交渉に介入したとはいえない。

※ 詳細は、[不当労働行為救済申立事件の命令の概要 \[PDF ファイル／128KB\]](#)を参照してください。

### 不当労働行為とは

不当労働行為とは、憲法第 28 条が保障する勤労者の団結権を実質的に確保するため、労働組合法が使用者に対して禁止している次のような行為です。

- 労働組合員であることや、労働組合に加入したり労働組合を結成しようとしたこと、労働組合の正当行為をしたことを理由に、労働者を解雇したり、配置転換したり、賃金差別その他の不利益な取扱いをすること(不利益取扱い)
- 正当な理由がないのに、労働組合からの団体交渉を拒否したり、団体交渉には応じるが、交渉態度が不誠実であること(団体交渉拒否)
- 労働組合の結成やその運営に干渉したりすること(支配介入)

労働者又は労働組合は、労働委員会に、使用者が不当労働行為を行ったとして申立てを行い、その救済を求めることができます。この申立てを受けた労働委員会は、調査・審問等を行い、救済又は棄却命令等を発します。

労働委員会の発した命令等に不服のある当事者は、定められた期間内に、中央労働委員会への再審査の申立て、地方裁判所への訴えを提起することができます。これがない場合は労働委員会の命令は確定します。